平成２５年（フ）第９３号
三重県鈴鹿市平田１丁目９番33号　マンション曙Ｂ棟302号室
債務者　中野　大輔
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７号
京都府京丹後市峰山町荒山294番地の２
債務者　東宇　勝子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第２９号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝2469―１小田垣文吾方、住民票上の住所京都府与謝郡与謝野町字岩滝439番地17　府営住宅天神山団地１棟102号
債務者　荒田　晴美
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第１４０号
兵庫県川西市東多田２丁目５番19号　Ａ―103
債務者　中川貴美子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１３２号
兵庫県神崎郡福崎町福崎新257番地７　サンライフ真201号、従前の住所兵庫県神崎郡神河町根宇野778番地
債務者　林　　欣美
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１２号
奈良県天理市豊井町268番地２
債務者　川端　賢一
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１７５号
奈良市佐保台西町205番地　光ハイツ204号
債務者　川崎　正則
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２２号
広島市中区猫屋町８－１第一浜尾ビル302号室、住民票上の住所広島県東広島市黒瀬町乃美尾2361番地
債務者　工廣　美和
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２号
広島市中区舟入中町２番32―701号
債務者　本川　優子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８３号
広島市中区平野町３番32号
債務者　遠藤　照夫
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４号
山口県下関市豊浦町大字川棚1509番地１　市営二の浜住宅Ⅱ―405号
債務者　美容室レーブこと　西本　英美
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
愛媛県新居浜市宇高町１丁目３番426号桜ヶ丘マンション210号室、前住所愛媛県松山市西垣生町141番地６
債務者　今井　誠司
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５３号
福岡県飯塚市伊岐須621番地５　エスポアールＯＧＡＷＡ103号
債務者　上田香緒里（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第５６号
福岡県飯塚市小正245番地４
債務者　和田　秀男
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第５８号
宮崎県日向市大字日知屋2587番地１
債務者　山本　　敏
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第６０号
宮崎県延岡市祝子町3501番地４
債務者　吉村　友希
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第３３号
石川県加賀市山代温泉17の111番地２　ロイヤル山代310号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉神明町39番地１　サンライズ202号室
債務者　當銘　孝明
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
金沢地方裁判所小松支部